

公務労協2013春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

構造的なデフレ状態において長期化する景気の低迷に対して、財政再建のための政府の財政支出削減は、国内需要に深刻な悪影響をもたらしている。とくに、この間の100万人に及ぶ公務員数の削減は、公共サービスの質の低下を招いたのみならず、雇用を通じた直接的な消費を削減し、経済の縮小と財政の悪化という悪循環へと発展している。

政治の役割は、現実の社会経済状況に対し必要かつ有効な政策を提起し具体化することにある。デフレ期に必要な政策は、大きな政府と規制強化、雇用の安定化、グローバル化の抑制、内需主導の成長に他ならない。人が生きるためには雇用が不可欠であり、完全雇用を提供することが社会に課せられた義務であり、グローバル化と需要不足による民間における雇用の縮小を補うのは、政治の良識的な意志のもとでの公務・公共の役割である。

公務労協は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、『「傷んだ雇用・労働条件」の復元とすべての働く者のディーセント・ワーク実現』をめざす連合の取組みに結集するとともに、「公正で安心・安全な社会」を創造し、それを支える公共サービスの再構築をはかることとする。

2. 政治不信とポピュリズム化を象徴した第46回総選挙と懸念される安倍政権の運営

2012年12月4日公示・16日投開票で実施された第46回総選挙は、離合集散の果ての多党化選挙となり、前回69.28%より約10ポイント下回る59.23%の投票率に象徴されるように、政治に対する国民の失望と不信がシニシズム（冷笑主義）へと発展し、民主主義の危機的現状を露呈するものとなった。また、当選議員の約38%に及ぶ184人の新人議員が誕生（2009年は158人、2005年は101人）したが、これは政治の深刻なポピュリズム化を象徴する現象として、現実と原理・原則を放棄した際限ない大衆迎合政策への暴走と、政治家主導の生み出す、果てしない迷走状態に陥る可能性が危惧される。党総体としての方向性をマニフェストに依存した結果、基本的理念の不存在が弱点となり、分裂そして離党が相次ぐなど政党としてのまとまりを欠いた民主党は、選挙の結果、57議席（公示前の25%以下）にとどまるという歴史的敗北を喫した一方、

自民党は単独過半数を超える294議席を獲得し、連立を組む公明党とあわせて衆議院における再議決が可能となる325議席を得た。

そして、2012年12月26日に召集された第182特別国会において第96代内閣総理大臣に指名され、同日に発足した安倍内閣は、「アベノミクス」と呼ばれる財政リスクを無視した大胆な金融緩和、「失われた10年」においてその効果がないことが立証されている公共事業を中心とする経済対策を掲げ、「デフレ脱却」を最大の政策課題としている。また、新自由主義的政策を推進する象徴であった経済財政諮問会議を復活し、全閣僚による政治家だけの日本経済再生本部を新設する等、衆議院における単独過半数を背景に生活者を無視した市場最優先の政権運営となることが懸念される。

3. 2013年度政府予算案の取扱いと公務・公共サービスを取り巻く情勢

戦後はじめてとなる景気後退局面における12月総選挙により、2013年度の政府予算の編成は、1994年度予算以来19年ぶりの越年となった。成立が4月の予算執行に遅れをきたすこととなれば、暫定予算による対応となり、深刻なデフレ状態における財政措置の空白が、経済や国民生活に及ぼす影響が懸念される。

小泉政権における三位一体改革により2.1兆円の削減を余儀なくされたものの、民主党を中心とする政権において1.6兆円の地方交付税の増額が行われたことを踏まえ、地方自治体の財政状況は、好転している。具体的には、2011年度の都道府県普通会計の決算概要においては、職員給は10年連続の減少となった一方で、すべての都道府県における実質収支が黒字となっている。また、市町村については、人件費は12年連続で減少したものの、実質収支は黒字で、黒字額も増加している。なお、経常収支比率は都道府県で94.9%（対前年度3.0ポイント上昇）、市町村で90.3%（対前年度1.1ポイント上昇）となっており、扶助費の増加（対前年度7191億円）つまり生活保護の急増は受給者数213万人（2012年9月末速報値）を突破し過去最多を更新、景気や雇用情勢が好転しないもと、多くの人々が経済的に困窮していることを改めて示すこととなった。

4. 連合「2013春季生活闘争方針」

連合は、2013春季生活闘争に臨む基本的考え方について、①マクロ的に1997年をピークに低下する賃金の復元・底上げをはかることを重視し、賃上げにより消費拡大・内需拡大をはかり、デフレからの早期脱却をめざす、②最低賃金の引き上げ、パート・非正規労働者の均等・均衡処遇、就業率向上につながる職業訓練・就労支援、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかり、ディーセント・ワークの実現に向けて取り組む、③政策・制度の実現の取り組みを通じて、春季生活闘争と一体となった運動を推進する、④改正労働者派遣法、改正労働契約法、改正高年齢者雇用安定法成立の成果を確実に職場に活かす取り組みを推進いくことを提起している。

Ⅱ 基本的な立場と取組みの考え方等について

2012年11月16日の衆議院の解散により国家公務員制度改革関連4法案及び地方公務員制度改革関係2法案が廃案となり、第46回総選挙で、自民党が公明党との連立により政権への復権を果たしたことを踏まえ、2013春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 民主党政権における経過と問題点等を検証・総括し、連合との協議のもと、中期における政治的趨勢を視野に、2014年3月までの期間における労働基本権回復と民主的公務員制度改革の実現に係る対応をはかる一方で、当面、基本的には非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 引き続き、東日本大震災の復旧・復興に向けて、公務公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすため対応を継続・強化する。
- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
- 国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「2013年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、2013春季生活闘争を公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を創造する活動として、その取組みの考え方等について、第一にすべての公共サービス労働者の生活の確保と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. ディーセント・ワークの実現

連合は、「傷んだ雇用・労働条件」の復元をはかるため、すべての労働組合は賃上げ・労働条件の改善のために1%を目安に配分を求める取組みを進め、規模間格差の是正、非正規労働者の労働条件改善、職場における男女平等の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現、ワークルールの取組みを通じて、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現していく必要を提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを、構成組織の実情に応じて推進する。なお、各構成組織は、公共サービス基本法第11条が、公務員か民間労働者かを問わず、あるいは雇用・任用形態に関わりなく「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対する努力義務を課しているこ

とを踏まえ、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善をはかるため、2013春季生活闘争における労使交渉課題としての取組みを必須とする。

2. 2013年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

(1) 公共サービス基本条例制定に向けた対応について

2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定について、すべての地方自治体において制定することを最終的な目標とし、継続的課題として取組みを進める。具体的な取組みは以下のとおりとする。

公務労協として、①「2013公共サービスキャンペーン開始中央集会」を3月に開催し、公共サービス基本条例・公契約条例の制定を念頭に、公共サービス基本法の趣旨を活かす取組みの意思統一を行う、②2011年春季から取組みを開始した「モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）」を継続し、全国8ブロック（北海道・東北、関東・甲州、北陸・信越、東海、近畿、中国、四国、九州）毎、都道府県単位に指定し、財政措置を講ずる。

地方公務労協は、①民間労組やNPO、地方議会議員、大学教授等の有識者など幅広い関係者で構成する「公共サービス基本条例・公契約条例の制定をめざす会」の立ち上げに取組むとともに、地方連合会と連携し、集会・学習会・シンポジウムなどを開催する、②都道府県が進めてきた「新しい公共」の担い手支援事業やモデル事業の状況について把握しつつ、NPOなど関係者との情報交換や交流を進め、公共サービス基本条例への理解と条例制定への協力を求めていく。

(2) 「公務・公共部門の雇用拡大アクション」構想の立案について

新自由主義のもとでの「危機の時代」にピリオドを打つとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現する国の将来像を導くため、2013年度活動方針の「基本的考え方」に基づき、「公務・公共部門の雇用拡大アクション」構想の策定に取り組む。

3. 政策制度要求の実現に向けた取組み

「2013春季生活闘争における賃金・労働条件改善の取組み」と「運動の両輪」として①「日本再生戦略」の推進による質の高い雇用の創出、地域活性化の実現、②「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税の一体改革の着実な前進、③生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ、④非正規労働者の均等・均衡処遇の確立、⑤公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化、⑥民主的で透明・公正な公務員制度改革の実現と労働基本権の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

4. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

連合との協議のもと、中期における政治的趨勢を視野に、2014年3月までの期間における労働基本権回復と民主的公務員制度改革に係る対応について、政権交代以降の経過と問題点等を検証・総括し、国家公務員制度改革関連4法案及び地方公務員制度改革関係2法案等をはじめとする到達点を基盤とした方針を対策本部会議等において提起する。なお、安倍政権の対応及び全体的な政治動向等、第183通常国会における情勢等を十全に把握し、機敏な対応をはかることとする。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組み

(1) 総人件費削減政策の転換をはかる取組みの強化と公務員給与の社会的合意の再構築

一方的な総人件費削減政策の転換をはかり、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。独立行政法人・政府関係法人に関わる課題や国の出先機関見直し問題について、政府の責任において雇用と労働条件を確保するよう取り組む。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善

2013春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、所得の維持と生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、関係当局にその実現を求める。

2. 非常勤職員の雇用確保と処遇改善の取組み

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求((ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)賃金カーブ維持分+1%を目安とした時間給の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)新たに整備された育児休業等を含む諸休暇の円滑な取得保障など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する「職場から始めよう運動」、パート・非正規労働者の均等・均衡処遇を求める取組みなどを全力で進める。

(2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基

づいて、関係法令、規則を適用することを求めて取り組む。

3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組み

- (1) 雇用と年金の接続について、人事院の意見の申出に基づいた段階的定年延長の実現をめざすこととし、確実な接続と高齢期の生活を支える給与水準と適切な労働条件を確保するため、全力で取り組む。
- (2) このため、国家公務員制度改革推進本部事務局等との交渉・協議を強化する。また、退職手当や共済組合制度等の取扱いについても、関係当局に対し、要求の実現を求めていく。

4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多様就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、在庁時間削減の取組み状況を踏まえ、その拡大・深化を含め、政府に対して超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。また、超過勤務手当の全額支給を求める。

5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。
- (2) 日本再生戦略に掲げられた男性の育児休業取得目標2020年13%を実現するための具体策を求める。

6. 統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2013春季生活闘争の統一要求基準(案)を以下の通りとする。

<2013春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

(1)賃金水準の維持、改善等について

- ① 2013年度の公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること。

② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2)非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。

② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2013年度については、時間給を30円以上引き上げること。

(3)雇用と年金の接続について

① 雇用と年金を確実に接続するため、人事院の意見の申出に基づいた段階的定年延長を実施することとし、高齢期の生活を支える給与水準と適切な労働条件を確保すること。

② 制度官庁における退職手当や共済組合制度等の検討についても、十分に交渉・協議、合意すること。

(4)労働時間等について

① 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを確立し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。

② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。

(5)男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、日本再生戦略に掲げられた男性の育児休業取得目標2020年13%の実現、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

V 2013春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

(1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月中下旬

(2) 国営関係部会 3月上旬までに提出

(3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組みと行動日程

(1) 1月30日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を

開催する。

- (2) 3月6日に、2013春季生活闘争及び2013年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2013春季生活闘争・2013公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
- (3) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (4) 2013年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンに係る宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、〈別記〉によることとする。
- (5) 日本郵政グループ労働組合（J P 労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (6) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2013春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を8,100,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。

<別 記>

2013年公共サービスキャンペーンの春季生活闘争期等 における具体的な取組みについて

1. 中央集会の開催

- (1) 名 称 2013公共サービスキャンペーン開始中央集会
- (2) 開催時期 3月
- (3) 主 催 公務公共サービス労働組合協議会
- (4) 後 援 連合（予定）

2. 各都道府県における活動等

- (1) 活動期間 2013年3月～7月
- (2) 活動内容等

① 各都道府県における活動等

a 「めざす会」の立ち上げ

「公共サービス基本条例・公契約条例の制定をめざす会」（以下「めざす会」という。）の立ち上げに取り組む。「めざす会」は、公務労協構成組織のみならず、民間労組やNPO、大学教授等の有識者、地方議会議員など幅広い関係者で構成することとする。

なお、「めざす会」と同様の推進組織を既に結成している地域においては、引き続き条例の制定に向けた取組みを進める。

b 集会・学習会・シンポジウム等の開催

公共サービス基本条例・公契約条例の制定を念頭に、春季生活闘争期を中心として、地方連合会との連携により、集会・学習会・シンポジウム等を開催する。

集会・学習会・シンポジウム等の開催にあたっては、民間労組、NPO、地方議会議員、大学教授など幅広い関係者に参加を呼びかけ、「めざす会」発足に向けた「契機」に位置付ける。あわせて、条例制定を視野に、地方議員への呼びかけ、関係自治体に対する要請行動（首長・政策担当者への参加呼びかけ）に取り組む。

c NPOなどとの情報交換や交流

都道府県が進めてきた「新しい公共」の担い手支援事業やモデル事業の状況について把握しつつ、NPOなど関係者との情報交換や交流を進め、公共サービス基本条例への理解と条例制定への協力を求めていく。

d 各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会への支援金

原則「公共サービス基本条例・公契約条例制定を求める集会・学習会・シンポジウム等」の開催を対象とし、企画案及び報告書を踏まえ措置する。なお、支援金額は20万円とする。

② モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）の指定

「モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）」を継続し、全国8ブロック（北海道・東北、関東・甲州、北陸・信越、東海、近畿、中国、四国、九州）毎、都道府県単位に指定し、運営委員会における確認に基づき財政措置を講じることとする。なお、モデル公務労協からは、取組みの進捗状況の定期的な報告を求めることとする。

③ 取組みの留意事項

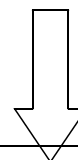
これまでの公共サービスキャンペーン活動の蓄積の活用をはかり、各構成組織の政策制度の取組みとの連携を重視する。

3. 広報宣伝活動

- (1) 地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）における取組みの参考とするため、2012年度モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）における活動実践と「新しい公共」の担い手支援事業やモデル事業に関する資料集を作成し、取組みの共有化をはかる。
- (2) 社会的な理解を広げる取組みとして、公務労協・公共サービスキャンペーンホームページ等の充実をはかる。
- (3) 公共サービス基本条例制定に向けたリーフレット等を作成する。

4. キャンペーン活動の日程等（2013年1月～7月）

月	公務労協諸会議等	活 動 等
1月	24 第3回拡大運営委員会 29 第15回代表者会議 30 地方代表者会議 ※ 方針等説明 ※ モデル地域募集	
2月	〇〇 第4回拡大運営委員会 ※モデル地方公務労協決定	都道府県集会・シンポジウム等の開催に向けた準備 「めざす会」結成に向けた準備 〇〇 モデル公務労協募集締切
3月 7月	〇〇 中央集会（3月）	都道府県集会・シンポジウム等の開催 めざす会結成へ



部会の再編成と組織及び機関運営の変更等について

2013年度活動方針（『第180通常国会において「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」が可決・成立したことを踏まえ、部会の再編成をはじめとする組織及び機関運営の変更を検討する。』）に基づき、公務公共サービス労働組合協議会の部会の再編成と組織及び機関運営の変更等について、以下のとおり措置する。

1. 基本的な考え方等

- 「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」が成立し、引き続き、対策の必要を有している前提のもと、林野労組の労働関係制度の変更に伴う国営関係部会の自主的・主体的な解散を確認する。
- 国家公務員非現業の給与・勤務条件が独立行政法人等の職員により強い影響を与えており、国家公務員非現業と特定独立行政法人及び独立行政法人関係組合が、賃金・労働条件の決定に係る対応の連携を一層強化することが喫緊の課題となっている。
- 国家公務員関係に関する部会再編成等にかかわらず、公務員連絡会地方公務員部会の組織と機能等は存続する必要がある。
- 運営要綱において「必要に応じて」設置を可能としている部会は、課題と目的の共通性を基本に、それを達成するため構成されるものであることから、これまでの労働関係制度の相違を前提とした「現業（国営）」と「非現業（国と地方）」の編成区分を見直し、「国関係（現業と非現業）」と「地方」に変更する。

2. 具体的な措置等

- 新たに、国公連合、林野労組、全印刷、全造幣、J P 労組（オブ加盟）で構成する「国家公務員関係部会（仮称）」（以下、「新部会」という。）を発足する。発足日については、国営関係部会の解散の日の翌日とする。なお、新部会の役員体制、機関運営及び財政等については、関係構成組織を主体として公務労協事務局との間で協議し、財政等必要な措置に関して運営委員会に提案する。
- 地方公務員部会については、公務員連絡会（公務員部会）の部会から公務労協の部会に変更し、地方公務員関係構成組織等により構成する。なお、部会の位置付け変更に伴う財政等必要な措置については、公務員連絡会地方公務員部会第19回代表者会議において、2013年度の活動方針及び予算等が決定されていることを踏まえ、2014年度分以降の必要な措置に関して検討する。
- 「政府・人事院等との交渉を中心に、その前進のために必要な共同行動や目的達成のための必要な諸活動」を行ってきた公務員労働組合連絡会（公務員部会）は、公務労協の部会としての位置付けを廃することとするが、その目的と役割を継続・継承する必要から、交渉体に特化した部会とは別組織として存続する。なお、組織の位置付け変更に伴う必要な措置については、公務員連絡会第10回総会において、2013年度の活動方針及び予算等が決定されていることを踏まえ、公務労協及び公務員連絡会第11回総会に提案する。

以 上